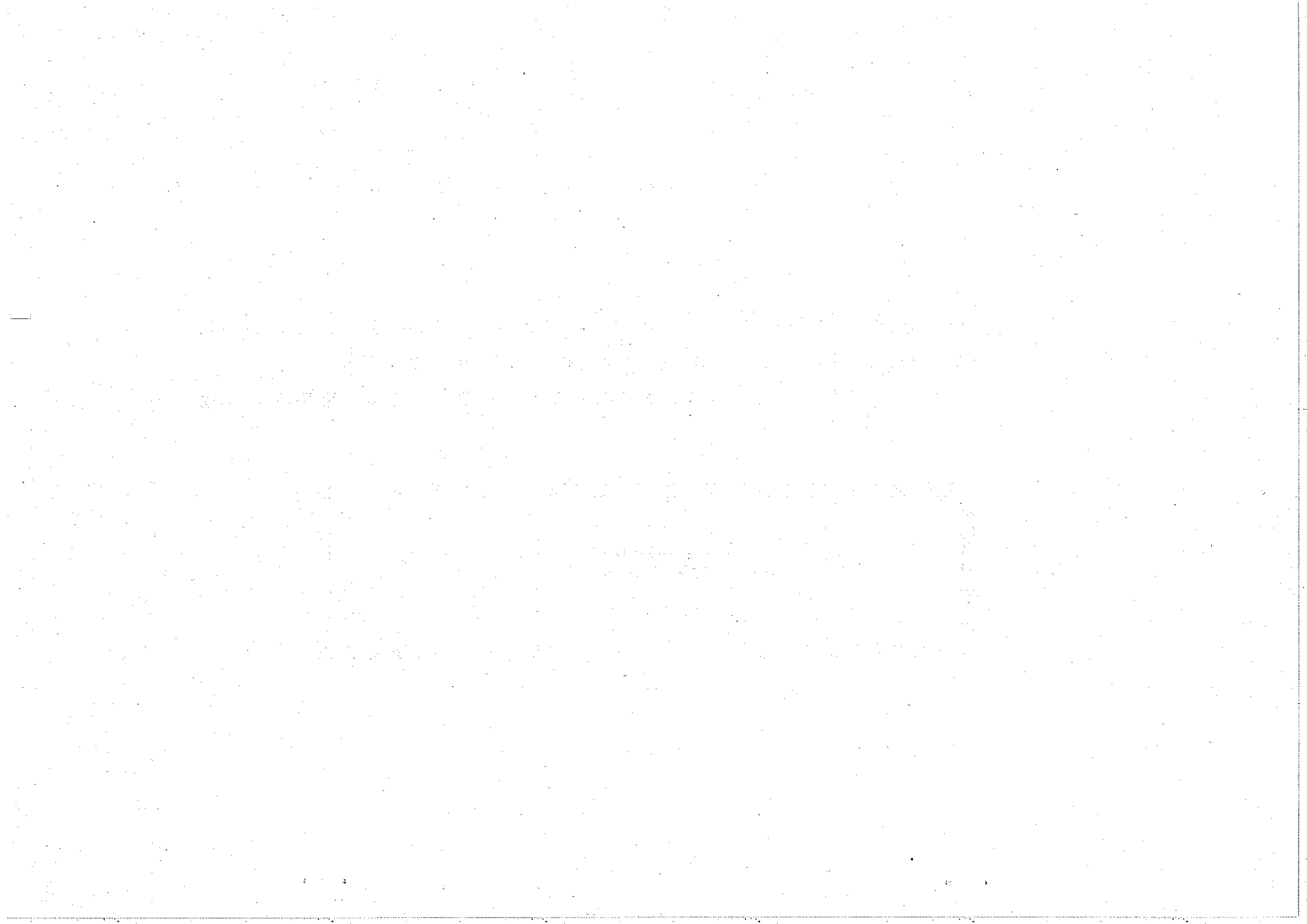


平成24年第1回箕面市議会定例会議案
 (追加第2号)

第44号議案	箕面市一般職の職員の給与に関する条例及び箕面市一般職の職員給与に関する条例等の一部を改正する条例改正の件……	1
第45号議案	箕面市職員旅費条例改正の件……………	9



第四十四号議案

箕面市一般職の職員の給与に関する条例及び箕面市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例改正の件

箕面市一般職の職員の給与に関する条例及び箕面市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年二月二十八日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市一般職の職員の給与に関する条例及び箕面市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

(箕面市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 箕面市一般職の職員の給与に関する条例(昭和三十五年箕面市条例第一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「特定任期付職員業績手当」の下に「災害派遣手当」を加える。

第十一条の二第三項中「前二項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 本市の区域に居住する職員に支給する地域手当の月額は、前二項の規定にかかわらず、第一項又は前項の規定により算定して得られた額に千円を加算した額とする。

4 前項の規定は、第十七条、第二十条、箕面市職員の修学部分休業に関する条例(平成十七年箕面市条例第十五号)第三条、箕面市職員の高齢者部分休業に関する条例(平成十七年箕面市条例第十六号)第三

条、箕面市特別職の職員の給与に関する条例（昭和三十五年箕面市条例第十四号）第四条及び箕面市職員退職手当条例（昭和二十八年箕面市条例第二十六号）第六条に規定する地域手当については、適用しない。

第二十一条の二の次に次の一条を加える。

（災害派遣手当）

第二十一条の三 災害派遣手当は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第三十一条又は他の法律の規定により災害応急対策又は災害復旧のため本市に派遣された職員で住所又は居所を離れて本市の区域に滞在することを要するものに対して支給する。

2 災害派遣手当の額は、滞在期間及び施設の利用区分に応じて別表第六に定める額とする。

3 前二項の規定は、第一項の規定により災害派遣手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員について準用する。

別表第五の次に次の一表を加える。

別表第6 (第21条の3関係)

災害派遣手当定額表

施設の利用区分 滞在期間	公用の施設又はこれに準ずる施設 (1日につき)	その他の施設 (1日につき)
30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円
60日を超える期間	3,970円	5,140円

備考 この表において「公用の施設又はこれに準ずる施設」とは、旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項に規定するホテル営業及び同条第3項に規定する旅館営業の施設以外の施設をいう。

(箕面市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 箕面市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十九年箕面市条例第二号)の一部を次のように改正する。

附則第十五項を附則第十六項とし、附則第十二項から附則第十四項までを一項ずつ繰り下げ、附則第十一项中「第九項」を「第十項」に改め、同項を附則第十二項とし、附則第十项中「前三項」を「第七項から前項まで」に、「第九項」を「第十項」に改め、同項を附則第十一项とし、附則第九項の次に次の一項を加える。

10 前三項の規定により給料月額以外に支給する給料の額は、前三項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる期間に応じて同表の下欄に定める額を第七項に規定する差額に相当する額(前二項において準ずる場合を含む。以下この項において「差額」という。)から減じた額とする。

平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	差額が一万円未満のときはその額とし、一万円を超えるときは一万円
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで	差額が二万円未満のときはその額とし、二万円を超えるときは二万円
平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで	差額が三万円未満のときはその額とし、三万円を超えるときは三万円
平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで	差額が四万円未満のときはその額とし、四万円を超えるときは四万円

第三条 箕面市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

附則第七項から第十二項までを削り、附則第十三項を附則第七項とし、附則第十四項から第十六項までを六項ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行し、第一条（箕面市一般職の職員の給与に関する条例第三条第一項の改正規定、同条例第二十一条の二の次に一条を加える改正規定及び同条例別表第五の次に一表を加える改正規定に限る。）並びに次項（箕面市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年箕面市条例第三十六号）第二条の改正規定及び同条例第十三条の二の次に一条を加える改正規定に限る。）及び附則第三項（箕面市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成二十一年箕面市条例第十九号）第二条の改正規定及び同条例第十六条の次に一条を加える改正規定に限る。）の規定は、平成二十三年三月十一日から適用する。ただし、第三条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（箕面市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

2 箕面市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「職員（）」の下に「第十三条の三第一項を除き、」を加え、同条第三項中「特定任期付職員業績手当」の下に「、災害派遣手当」を加える。

第五条の二に次の一項を加える。

2 本市の区域に居住する職員に支給する地域手当の月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定して得られた額に管理者が定める額を加算した額とする。

第十三条の二の次に次の一条を加える。

(災害派遣手当)

第十三条の三 災害派遣手当は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第三十一条又は他の法律の規定により災害応急対策又は災害復旧のため本市に派遣された職員で住所又は居所を離れて本市の区域に滞在することを要するものに対して支給する。

2 前項の規定は、同項の規定により災害派遣手当を支給される者との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員について準用する。

(箕面市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

3 箕面市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「職員」の下に「第十六条の二第一項を除き、」を加え、同条第三項中「特定任期付職員業績手当」の下に「、災害派遣手当」を加える。

第六条に次の一項を加える。

2 本市の区域に居住する職員に支給する地域手当の月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定して得られた額に管理者が定める額を加算した額とする。

第十六条の次に次の一条を加える。

(災害派遣手当)

第十六条の二 災害派遣手当は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第

二百二十三号)第三十一条又は他の法律の規定により災害応急対策又は災害復旧のため本市に派遣された職員で住所又は居所を離れて本市の区域に滞在することを要するものに対して支給する。

2 前項の規定は、同項の規定により災害派遣手当を支給される者との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員について準用する。

(提案理由)

平成十九年度の給料表の水準の見直しに伴い設けられた在職者に係る所要の調整措置を改正し、本市の区域に居住する職員の地域手当の支給額を改定し、及び災害派遣手当を設けるため、本条例を改正するものである。



第四十五号議案

箕面市職員旅費条例改正の件

箕面市職員旅費条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年二月二十八日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市職員旅費条例の一部を改正する条例

箕面市職員旅費条例（昭和四十八年箕面市条例第九号）の一部を次のように改正する。

第一条の前に次の目次を付する。

目次

第一章 総則（第一条―第十一条）

第二章 国内旅行の旅費（第十二条―第二十二條）

第三章 外国旅行の旅費（第二十三条）

第四章 雑則（第二十四条―第二十六條）

附則

第三条第二項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第五項中「取り消し」を「取消し」に改める。

第四条第一項中「行なう」を「行う」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条第四項中「行なわなければ」を「行わなければ」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第五条第二項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第六条第一項中「食卓料」の下に「災害派遣料」を加え、同条中第八項を第十二項とし、第十項を第十一項とし、第九項を第十項とし、第八項の次に次の一項を加える。

9 災害派遣料は、旅行中の日数に応じて支給する。

第八条第一項及び第九条第一項中「こえる」を「超える」に改める。

第十二条中「次の各号に規定する」を「次に掲げる」に改め、同条第三号イ中「別表中」を「別表」に改める。

第十三条第一項中「次の各号に規定する」を「次に掲げる」に、「さん橋賃」を「栈橋賃」に、「寝台料金」を「寝台料金」に改める。

第十七条第二項中「上陸」を「上陸し、」に、「支給する」を「支給する」に改める。

第十八条第二項中「支給する」を「支給する」に改める。

第二十条を削る。

第十九条中「そのつど」を「その都度」に改め、同条を第二十条とし、第十八条の次に次の一条を加える。

(災害派遣料)

第十九条 災害派遣料の額は、一日につき三千九百七十円を超えない範囲で市長が定める。

2 災害派遣料は、職員が災害応急対策又は災害復旧のため、市長が別に定める被災地域に出張し、かつ、出張先に滞在する場合において、他の職員との権衡上必要があると市長が認めるときに限り、支給する。

3 前項の規定にかかわらず、災害派遣料は、前項の被災地域の地方公共団体から災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）第十九条に規定する災害派遣手当を支給される職員には、支給しない。

第二十一条中「次の各号に規定する」を「次に掲げる」に改め、同条第一号イ中「（以下「退職等の日」という。）」を削る。

第二十二条第一項中「次の各号に規定する」を「次に掲げる」に改める。

第二十三条中「外国に旅行する場合における」を「外国旅行の」に、「そ

のつど」を「その都度」に改める。

第二十四条第一項中「こえた」を「超えた」に、「こえる」を「超える」に改める。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

(提案理由)

災害派遣料を設けるため、本条例を改正するものである。

1874

1875

1876

1877

1878

1879